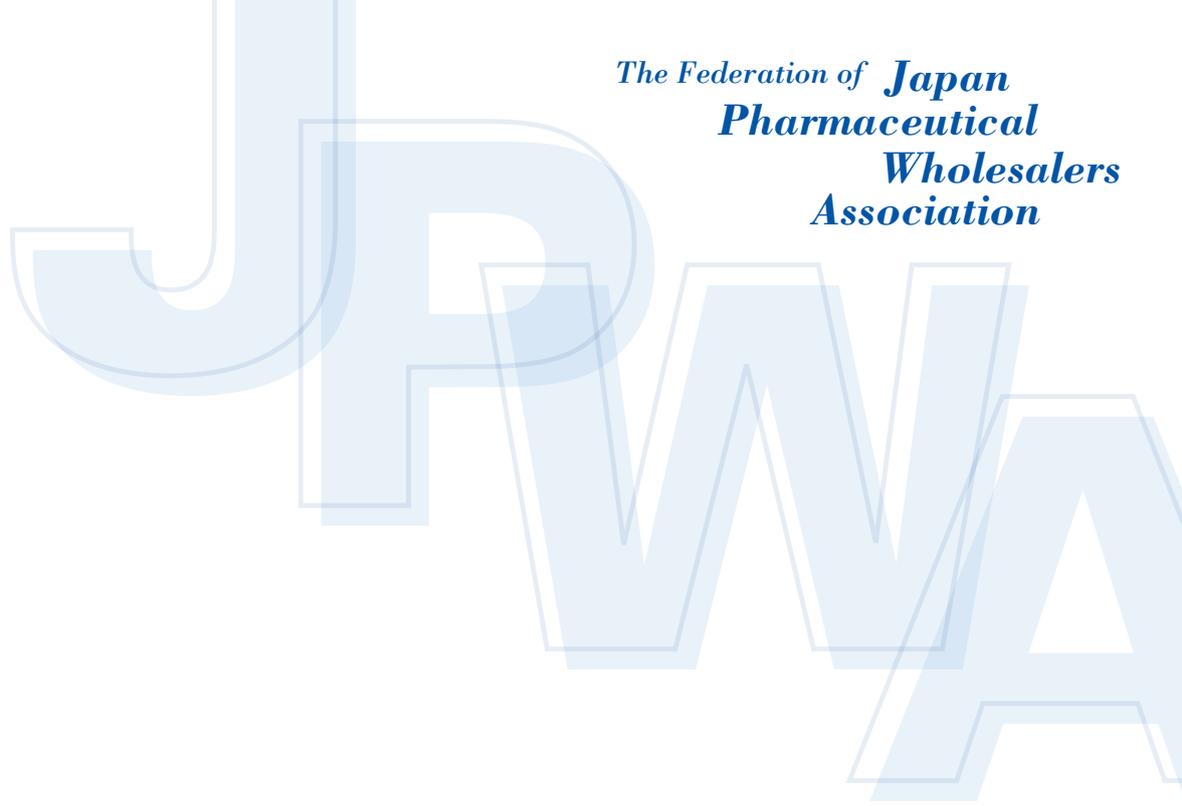


*The Federation of **Japan
Pharmaceutical
Wholesalers
Association***



医薬卸連ガイド

2023年度版



一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

医薬品卸は日本の医療の基盤を支えています

私たち医薬品卸の使命は、平時有事問わず、人々の命と健康を支える医薬品を安全かつ安定的にお届けすることです。自然災害をはじめ、新たな感染症への対応や後発医薬品の需給調整などといった厳しい状況下にあっても、医療の一翼を担う者として、国民の皆様の安心・安全な医療に貢献していきます。

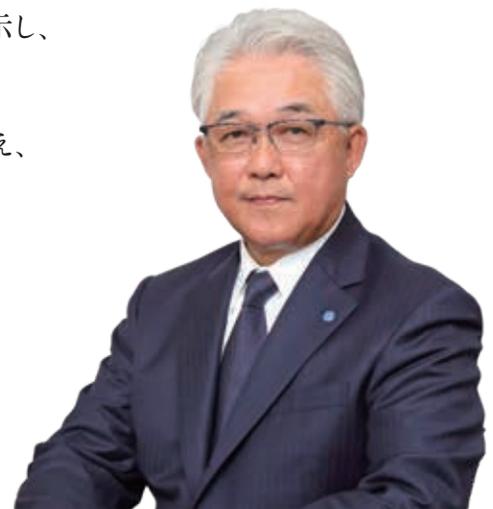
近年、医療分野でのDX・SDGsへの取り組みは加速・拡大しています。医薬品卸も社会の新たなニーズに対応するため、卸が持つ流通に関する知見とデジタル技術などを掛け合わせて、高度で効率的な医薬流通システムを構築するなど、医薬流通のDXにも積極的に取り組んでいます。

流通改善については、コンプライアンスを遵守しつつ、自らの規範に則って行動する「自律」と他者に依存せずに行動する「自立」の2つの「じりつ」が必要であり、卸自らが率先して流通改善ガイドラインの遵守に取り組む姿勢を示し、流通当事者の「共感」を得ながら推進していきます。

私たち医薬品卸は、現下の厳しい状況を「変わるチャンス」と捉え、新たな社会的価値を創出し、将来にわたって医薬品の安定供給を維持・強化するとともに、医薬品卸業界が魅力ある医薬流通産業として発展すべく、確固たる目標を持って、新たな取り組みを進めています。

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

会長 宮田 浩美



医療用医薬品は

- 医師や歯科医師が診断した上で発行する処方せんに基づいて、薬剤師が調剤して渡される医薬品です。
- 人を対象とした治験により有効性と安全性などを確認し、承認された上で製品となります。
- 医師の診断により副作用などの安全性に配慮しつつ、患者の症状に合わせて処方されるので、高い効果が期待できます。
- 薬価基準によって、保険医療で医師が処方できる医薬品の範囲及び使用した医薬品の保険請求価格(薬価)が決められています。

大衆薬は

- 公式には「一般用医薬品」といい、OTC医薬品ともいわれます。
- 医師の処方せんがなくても薬局などで購入できますが、使用に関し、特に注意が必要な一部の医薬品は、薬剤師から、適正使用のために必要な事項について説明を受けなければなりません。
- 薬の副作用や相互作用のリスクの程度によって要指導医薬品と第1類、第2類、第3類医薬品に分けられます。
- 医療用医薬品の有効成分を配合した、より効き目の高いスイッチOTC医薬品が販売されています。

命と健康を支える医薬品の安全・安定かつ効率的な供給に努めています。

医薬卸連の組織

日本医薬品卸売業連合会（医薬卸連）は、医薬品の適正な供給を責務とする医薬品卸企業により組織された都道府県単位の卸組合等の団体を会員とする全国組織です。

医薬卸連に加盟している会員構成員企業は、本社数にして70社（2022年8月1日現在）で、53,461名（2021年6月1日現在）の従業員が、医療に必要な医薬品の仕入れ、保管・供給業務などに努力を続けています。その事業活動は、日本の医薬流通に極めて大きな役割を果たしており、2020年度における、医薬卸連の会員構成員企業の医薬品販売高は、約8兆7千億円の規模となっています。

賛助会員は、医薬卸連の事業の趣旨に賛同し加入した企業及び団体等131社（2022年8月1日現在）で構成しています。

医薬品の安定供給とコンプライアンス

医薬品卸は、平時有事の区別なく、医薬品を安全かつ安定的に供給することを最大の使命としています。その使命を全うするため、必要な投資を行うとともに、医薬品供給における適正な品質管理及び安全管理を念頭に置いた流通体制の構築に取り組んでいます。

また、医薬品卸は、公正かつ自由な競争の確保に十分に留意し、独占禁止法などの関係法令に抵触しないよう、コンプライアンスの徹底に努めています。近年では、経営のトップ自らがコンプライアンスの推進にあたるなど、国民から信頼が得られるよう、更なる強化に取り組んでいます。

医薬品卸の役割

■ きめ細やかな対応で、医療機関・保険薬局等のニーズにお応えし、医薬品を迅速・確実にお届けしています

医薬品卸は、約1万3千種類（2022年4月1日現在）の医療用医薬品を「毛細血管型」の流通網によって約24万か所の病院・診療所・歯科診療所・保険薬局等に迅速・確実に供給しています。加えて、不良品の回収や副作用等の医薬品情報の提供・収集といった特殊な機能も持っています。また、大衆薬も多くの薬局・薬店に迅速・確実に供給しています。

■ 災害、パンデミック時等にも、医薬品の流通を通して国民の命を守ります

毎年、様々な国や地域で自然災害や感染症等のパンデミックが発生しています。我が国では現在でも、新型コロナウイルス感染症の影響は続いています。こうした状況にあっても医薬品卸は新型コロナワクチンや抗原定性検査キット等の配送を行うなど、国、地方自治体等と協力体制をとり、医薬品の流通を通して国民の命を守る役割を果たしています。

■ 情報の提供という日本独自の機能を持っています

日本の医薬品卸は欧米の医薬品卸と違い、情報の提供という独自の機能を持っています。医療機関や保険薬局へ副作用などの医薬品情報の提供はもとより、医師の薬の選択に関わるような仕事も行っており、このような機能は世界に冠たるもので、社会インフラとしても価値の高いものです。

■ 医薬品卸は、医療保険制度の一翼を担っています

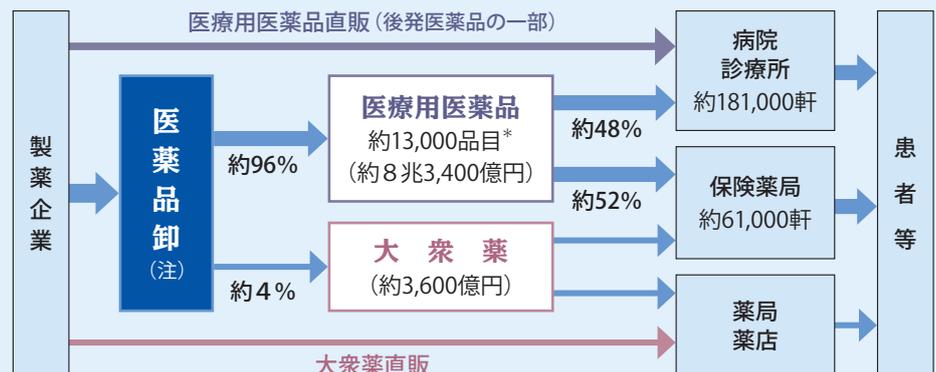
医薬品卸は、市場実勢価格を薬価基準に適切に反映させることを目的とした薬価調査に協力しています。2021年からは「中間年」にも薬価改定が行われ、更なる流通改善の推進が求められています。

医薬品の流通の概要

医薬品卸が取扱う医薬品の販売に占める割合は、医療用医薬品は約96%、大衆薬は約4%程度で推移しています。

（注）医薬品卸の中で大衆薬卸売業者は、大衆薬とともに健康食品や介護食品などを取扱い、薬局・薬店に販売しています。

* 2022年4月1日現在



医薬品を迅速・確実にお届けすると同時に、

医薬品の安全かつ安定的供給が基本的役割です

医薬品卸は、ごく一部の企業を除き、医薬卸連の会員構成員として加盟しています。医薬品卸は、社会及び医療の進歩を支えるために、経済的で効率的な医薬品の供給を目指して、自らの機能向上に努めています。特に、医薬品の安全かつ安定的供給は医薬品卸企業の基本的な役割です。医療機関・保険薬局等が必要とする医薬品を、必要なときに、必要な量を、必要な場所へ正確・迅速に供給するよう努力しています。

大震災、台風による風水害、新型感染症（新型インフルエンザなど）の発生時には、国、地方自治体等と協力体制をとり、医薬品等の迅速かつ安定的な供給に努めています。近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、医薬品等の流通に支障をきたすことのないよう、感染防止対策を行いつつ、迅速な対応に努めています。

医薬品は厳しい法的規制の下、厳格な品質管理が必要です

医薬品は、次のような商品特性があります。

- (1) 社会性・公共性が高い
- (2) 有効性・安全性及び品質の確保が必要
- (3) 外観だけで商品特性が明示できない
- (4) 疾病・治療の多様化に対応して、多品種・少量生産
- (5) 需要予測が困難で、使用には緊急を要する場合が多い

このため医薬品は、製造から仕入、保管、配送、販売、使用に至るまで、医薬品医療機器等法をはじめ各種の厳しい法的規制を受けています。

また、近年では、細胞を原料とするなどの特殊な医薬品（再生医療等製品など）が増加しており、これらの医薬品を安全かつ安定的に供給するためには、保管・配送の際の厳密な品質管理が不可欠となっています。



超低温対応の
保管・移送用
カート



超低温対応の
保管・移送容器

医薬品卸は高度な商品知識と流通ノウハウを蓄積しています

医薬品は、薬事制度や医療保険制度等の制約下において、他の商品にはみられない流通上の特質を持っています。したがって、医薬流通に大切な役割を担う医薬品卸は、医療のあらゆるニーズに応えるため、次の諸点に留意しながら業務を行っています。

- (1) 品質や有効性・安全性を確保する
- (2) 安全かつ安定的に供給する
- (3) 迅速・確実に供給する
- (4) 経済的・効率的に供給する
- (5) 多種多様性に対応する
- (6) 専門的知識・能力を持つ
- (7) 医薬品情報を収集・提供する

物的流通にとどまらず、幅広い役割を果たしています

現代の医療事情の中で卸機能を充実させ、着実に実践していくことが、医薬品卸の使命を果たすこととなります。医薬品卸は、高い倫理観を持って、次のような機能を実践しています。

- (1) 物的流通機能
仕入機能 保管機能 品揃機能 配送機能
品質管理機能 危機管理流通機能
- (2) 販売機能
販売促進機能 販売管理機能 適正使用推進機能
コンサルティング機能
- (3) 情報機能
医薬品等に関する情報の収集・提供機能
顧客カテゴリーに応じた情報提供機能
需給調整機能
- (4) 金融機能
債権・債務の管理を行う機能

様々な役割も担っています

JGSPによる取組み

医薬品卸売業界にはJGSP (Japanese Good Supplying Practice=医薬品供給における品質管理と安全管理に関する実践規範) があります。

医薬品の適正流通管理のため、PIC/S GDPを踏まえた「医薬品の適正流通 (GDP) ガイドライン」が取りまとめられ、医薬品卸連で現行のJGSPを見直し、2019年2月「JGSP GDP国際整合化対応版」が作成されました。

医薬品卸は、この「JGSP GDP国際整合化対応版」を遵守し、品質マネジメント、従業員教育訓練、供給環境と施設設備、医薬品等の供給業務、自己点検等に徹底して取り組むことで、安全かつ安心な医薬品の適正流通管理に努めています。2021年8月には法令遵守体制の整備について、会員構成員企業において、役員、責任者、管理者等が法令を遵守して業務を行うことを確保するために必要な手順書等の作成に資することを目的とした「JGSP GDP国際整合化対応版〈令和3年8月1日施行対応〉」を発刊いたしました。

地域包括ケアシステムに向けて

医薬品卸は、少子高齢社会を迎え、地域包括ケアシステムへの取り組みが求められています。地域の医療と密接に関わっている医薬品卸は、地域包括ケアシステムの実現に向け努力しています。

販売情報提供の取組み

医療用医薬品の適正な情報提供に向け、安全対策の観点からの対応に加えて、広告及び広告に類する行為への対応も実施されることにより、医療用医薬品の適正使用の確保が図られています。しかしながら、販売情報提供活動においては証拠が残りにくい行為、明確な虚偽誇大とまではいえないものの不適正使用を助長すると考えられる行為、広告該当性の判断が難しいものの提供といった行為等が行われ、医療用医薬品の適正使用に影響を及ぼすおそれが懸念されています。このような状況を踏まえ、医薬品製造販売業者だけでなく、医薬品卸販売業者の全従業員（役員を含む）を対象に販売情報提供活動において行われる広告又は広告に類する行為を適正化し、保健衛生の向上を図ることを目的として「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」が策定されました。

2019年10月に「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」が全面適用になったことを受けて、医薬品卸では、社内体制の整備、社員教育、販売情報提供活動の資材の適正性の確保、監督部門によるモニタリングや指導、業務手順書・業務記録の整備等に取り組む、医療用医薬品の適正使用の確保に努めています。



ある MS の一日

医薬品卸の販売担当者をMS (Marketing Specialist) といいます。MSの一日の行動は、医薬品を安全かつ安定的に供給する医薬品卸の基本的役割に基づいて行われます。朝、一日の訪問スケジュールの確認、ミーティングやMR (製薬企業の医薬情報担当者) との情報交換などを行い、お得意先 (病院・診療所・薬局等) へと向かいます。お得意先では、医薬品の紹介、商談、情報の提供や収集を中心に活動し、帰社後は、それぞれのお得意先からの依頼事項の処理、配送担当者との情報交換や社内業務を行い、明日の準備を整えて一日の業務を終えます。さらに、お得意先の経営環境が大きく変化する現在、医療経営についての相談を受けるなど、お得意先の問題解決のお手伝いをするのもMSの大切な役割です。

ある 勤務薬剤師 の一日

勤務薬剤師の一日は、社内への情報連絡から始まります。出発を急ぐMSや配送担当者に必要な情報を伝達し、医薬品の適正販売の徹底を図ります。また、倉庫内の温度管理や使用期限など商品の品質管理体制の確認を行うほか、製薬企業からのDI情報などの業務に加え、医療機関や薬局からの問合せに対応し、新規のお得意先の業態や資格の確認も行います。さらにMSから報告された副作用等の情報の内容確認も重要な業務です。夕方、最終在庫の確認を行った後、従業員の教育研修に関わる業務などを行い、一日を終えます。医薬品の適正使用のために、必要な情報の提供と品質管理への一層の取り組みが求められる現在、医薬品卸の勤務薬剤師にはますます幅広い知識とネットワークが求められています。

医薬流通のあるべき姿の実現に向けて、 流通改善に取り組んでいます

流通改善のあゆみ

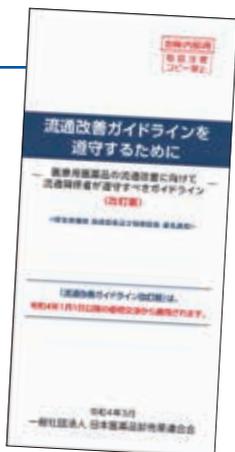
医薬卸連は、1980年に「医薬品卸業の倫理綱領」を发表し、医薬品流通適正化推進を全国的に展開しました。政府は「医薬品流通対策研究会」を発足させ、医薬品の流通のあるべき姿を討議しました。1983年に「医療用医薬品流通近代化協議会」(流近協)を設置、1987年には「医療用医薬品流通の近代化に関する報告書」を发表しました。2004年に流近協にかわって「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」(流改懇)を設置し、2007年に、一次売差マイナス等の改善、長期にわたる未妥結・仮納入の改善、総価契約の改善を中心とした緊急提言が示されました。さらに2015年には、「医療用医薬品の流通改善の促進について(提言)」が发表されました。

2017年には、中央社会保険医療協議会において、薬価制度の抜本改革が了承され、国が主導して、流通改善に取り組むことにより、薬価調査を適切に実施するための環境整備を図ることとされました。これを受け、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(流通改善ガイドライン)が作成されました。

また、医療用医薬品の取引環境に大きな変化が生じ、長年の商慣行の改善に向けた取組の必要性が増してきていることを踏まえ、2022年1月より「流通改善ガイドライン〈改訂版〉」が適用されています。

医薬卸連では、流通改善ガイドラインが改訂されたことを受け、「流通改善ガイドラインを遵守するために〈改訂版〉」を作成し、独占禁止法に詳しい弁護士同席の下、会員構成員企業に対してWEB説明会を実施しました。

当該ガイドラインが発出され、単品単価契約率の上昇等、流通改善に一定の進展がみられましたが、未妥結減算を見据えた半期契約の増加や医薬品の価値を踏まえられない交渉が行われるなど、未だ改善すべき点も多く、引き続き単品単価交渉の推進などの流通改善に取り組んでいます。



流通改善ガイドラインを 遵守するために

流通改善ガイドラインは、医療用医薬品の取引における主な留意事項を示し、全ての流通当事者に遵守することを求めています。また、流通改善ガイドラインの実効性を担保するため、厚生労働省に相談窓口が設置されています。

○メーカーと卸売業者との関係において留意する事項

1. 仕切価交渉のあり方
 - ・一次売差マイナスの解消に向け、適切な一次仕切価の提示に基づく適切な最終原価を設定すること
 - ・仕切価・割戻し・アローアンスについては、メーカーと卸売業者との間で十分に協議の上、なるべく早期に設定すること

○卸売業者と医療機関等との関係において留意する事項

1. 早期妥結と単品単価交渉に基づく単品単価契約の推進
 - ・未妥結減算制度の趣旨を踏まえ、原則として全ての品目について単品単価契約とすること
 - ・価格交渉の段階から個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉を行うことを基本とすること
2. 医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉及び不当廉売の禁止
 - ・医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉等は慎むこと
3. 頻繁な価格交渉の改善
 - ・期中で薬価改定(再算定等)があるなど医薬品の価値に変動があるような場合を除き、当年度内は妥結価格の変更を原則行わないこと

○流通当事者間で共通して留意する事項

1. 返品の手配
 - ・品質の確保された医薬品の安定供給、偽造品流通防止等の観点から返品条件を当事者間で事前に取り決め、モデル契約書を参考に契約を締結すること
2. 公正な競争の確保と法令の遵守
 - ・独占禁止法をはじめ、公正競争規約などの関係法令等を遵守すること
3. 流通の効率化と安全性・安定供給の確保
 - ・卸売業者は、頻回配送・急配の回数やコスト負担等について、取引先の医療機関・薬局等に対し、かかるコストの根拠等に基づき説明を行い理解を求めること

医薬流通の適正化に向けて、 様々な取り組みを行っています

医薬流通の効率化のための IT化を推進しています

医薬品の使用によって、万一、重篤な副作用が発生した場合や不良品の流通が明らかになった場合には、健康被害の発生を最小限に抑えるため、迅速に対応しなければなりません。医薬品卸売業界は、万一の場合にも迅速で正確な回収や危険情報の円滑な伝達を行い、適正な流通を確保するためIT化を推進しています。2006年9月、厚生労働省は、医療用医薬品について世界基準に適合する流通コード（商品コード、有効期限、ロット番号）を定め、2021年までに包装単位に流通コードのバーコード表示（新バーコード表示）を義務付けることとなりました。さらに、2019年11月に成立した医薬品医療機器等法の改正において、新バーコード表示が義務化されました。これらにより、医薬品の流通経路の効率的な製品追跡（トレーサビリティ）が飛躍的に進むこととなります。さらにRFID技術を活用し、医薬品のIDや入出荷の履歴をトレースする取り組みも開始しています。

また、製薬企業・医薬品卸間のデータ交換は、さらなる合理化・効率化を図るために新フォーマットの導入に向けた検討を進めており、医療機関・保険薬局等とのデータ交換においても、現在行われている電子データ交換システムを残しつつ、一層の業務効率化を図るため、新たな医薬品電子データ交換システムを構築し、一部の医療機関等で実運用が稼働しています。



バーコードによる検品作業

医薬品のパッケージに印字された バーコード表示



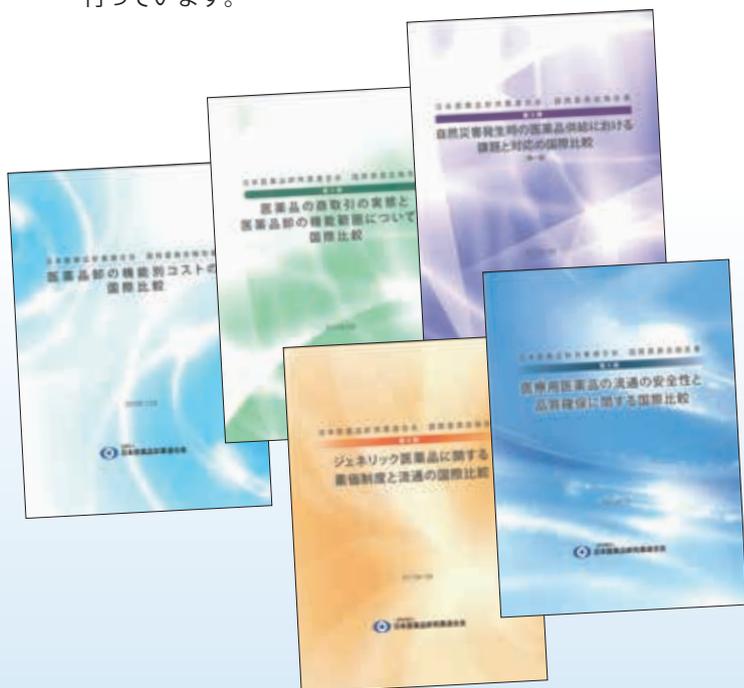
GS1データバー限定型合成シンボルCC-A

医薬流通の国際比較を 情報発信しています

医薬卸連は、日本の医薬流通や医薬品に関わる制度・機能などについて、主に米国・欧州の調査を行い、米国、欧州、日本の比較を、『国際委員会報告書』として公表しています。

第1弾は、2007年に『医薬品卸の機能別コストの国際比較』として、医薬品卸が果たしている機能を明らかにするとともに、そのコストについて医薬品流通調査を行いました。2012年には、第2弾として日本の医薬品卸の機能に対する適正な評価を得るための調査を行い、『医薬品の商取引の実態と医薬品卸の機能範囲についての国際比較』を報告書にしました。2015年には、日本と同様に自然災害の多い米国の調査を行い、医薬品の危機管理流通をテーマに『自然災害発生時の医薬品供給における課題と対応の国際比較』を第3弾としてまとめました。第4弾は2017年に『ジェネリック医薬品に関する薬価制度と流通の国際比較』として、後発医薬品80%時代を目前に、後発医薬品の現状と課題の調査を行いました。2019年には、国境を越えた医薬品の流通が一般的となっていることを受け、『医療用医薬品の流通の安全性と品質確保に関する国際比較』をテーマに、第5弾として報告書にしました。

いずれも日本語版と英語版を発行しています。また、現在、第6弾として、「医薬品のグローバルサプライチェーンと日本における安定供給のリスクについて」をテーマに調査を行っています。



大衆薬の流通を通して、 セルフメディケーションの推進を支援します

生活者の安全は 極めて高くなっています

大衆薬はリスク別に要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品に区分され商品の外箱に表記されています。リスクの程度に応じ薬剤師又は登録販売者が情報提供や服用説明を行います。購入者より相談を受けた場合は、薬剤師又は登録販売者に情報提供と服用説明の責任と義務が伴っています。適切な相談応需は薬剤師又は登録販売者が「対面」で行うことが原則です。また医薬品医療機器等法によって、国民の最も大切な「安全性」は確保されています。医薬品はベネフィット（期待すべき効果）とリスク（期待しない副作用）を併せ持っています。医薬品医療機器等法で分類されたリスクは「危険」という意味ではなく、副作用や薬の飲み合わせ（相互作用）を含め服用に注意を要する「度合い」のことです。適切な相談応需は購入者に「安全」「安心」を担保するものです。

卸売販売業は 「情報のコーディネーター」です

医薬品卸は複数の製薬企業から多くの情報を集め、それらを分かりやすくコーディネートし、小売業の販売を支援する情報として積極的に発信します。また生活者の声を小売業の専門家（薬剤師や登録販売者）から収集し、製薬企業と情報の共有を図ります。

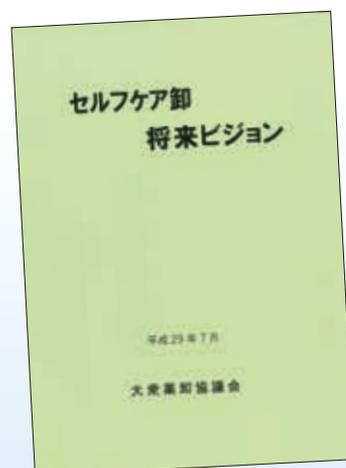
セルフメディケーションの 推進を支援します

セルフメディケーションとは、WHO（世界保健機関）の定義では、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」とされています。自分自身の健康を管理し、軽い病気の予防や緩和のために、薬剤師や登録販売者の助言を得ながら、自分の責任で大衆薬などを使って手当てをすることです。セルフメディケーションを推進する施策「セルフメディケーション税制」を見据えて、医薬品卸としても医薬品医療機器等法を遵守し、適切な情報提供による大衆薬の適正使用を推進して、セルフメディケーションを積極的に支援し、大衆薬の一層の振興を図っています。



「セルフケア卸将来ビジョン」に 取り組んでいます

医薬卸連大衆薬卸協議会は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、取り組み方針として「セルフケア卸の指針」、「卸機能の向上」、「流通の最適化」の3つの視点から課題をまとめ、2017年に「セルフケア卸将来ビジョン」を策定しました。健康寿命延伸産業の一翼を担う医薬品卸として、更なるセルフメディケーション推進のために、ビジョンの実現に向けて日々取り組んでいます。



医薬品卸は急速な環境変化に対応するため 様々な取り組みを行っています

医薬流通のDXについて

医薬品の安定供給を実現するために、医薬品を安心・安全に保管・輸送できる物流システムを構築するなど、医薬品卸が持つ様々な知見を活用し、医薬流通のDXに取り組んでいます。さらに経済社会の急速な変化を見据えつつ、今後も医薬品の安定供給の維持・強化に向けて医薬流通の効率化に努めるとともに、情報や新たな社会的価値を積極的に提供していきます。



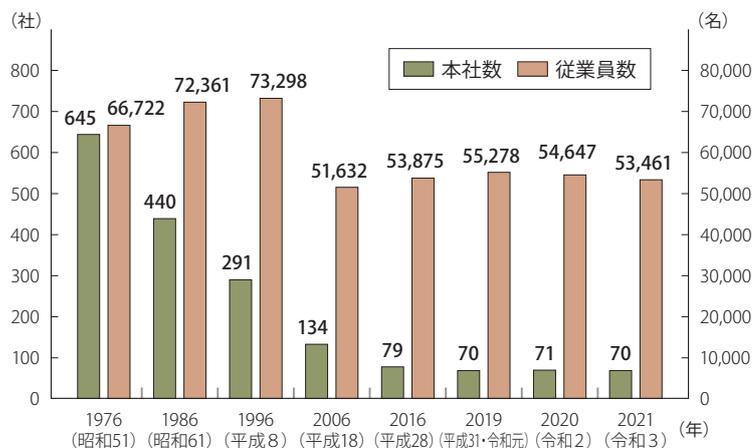
ピッキング自動化で誤配送をなくすピースピッキングロボット

医薬品卸企業の現状

本社数と従業員数

業務の合理化・効率化などを図るための医薬品卸企業の再編により、1976年には645社であった会員構成員企業の本社数は2021年には70社まで減少し、それに伴い従業員数も、2021年は53,461名と大幅に減少しています。

資料：クレコンリサーチ&コンサルティング(株)、
日本医薬品卸売業連合会調査
※本社数は各年3月末の企業数
※従業員数は各年6月1日現在



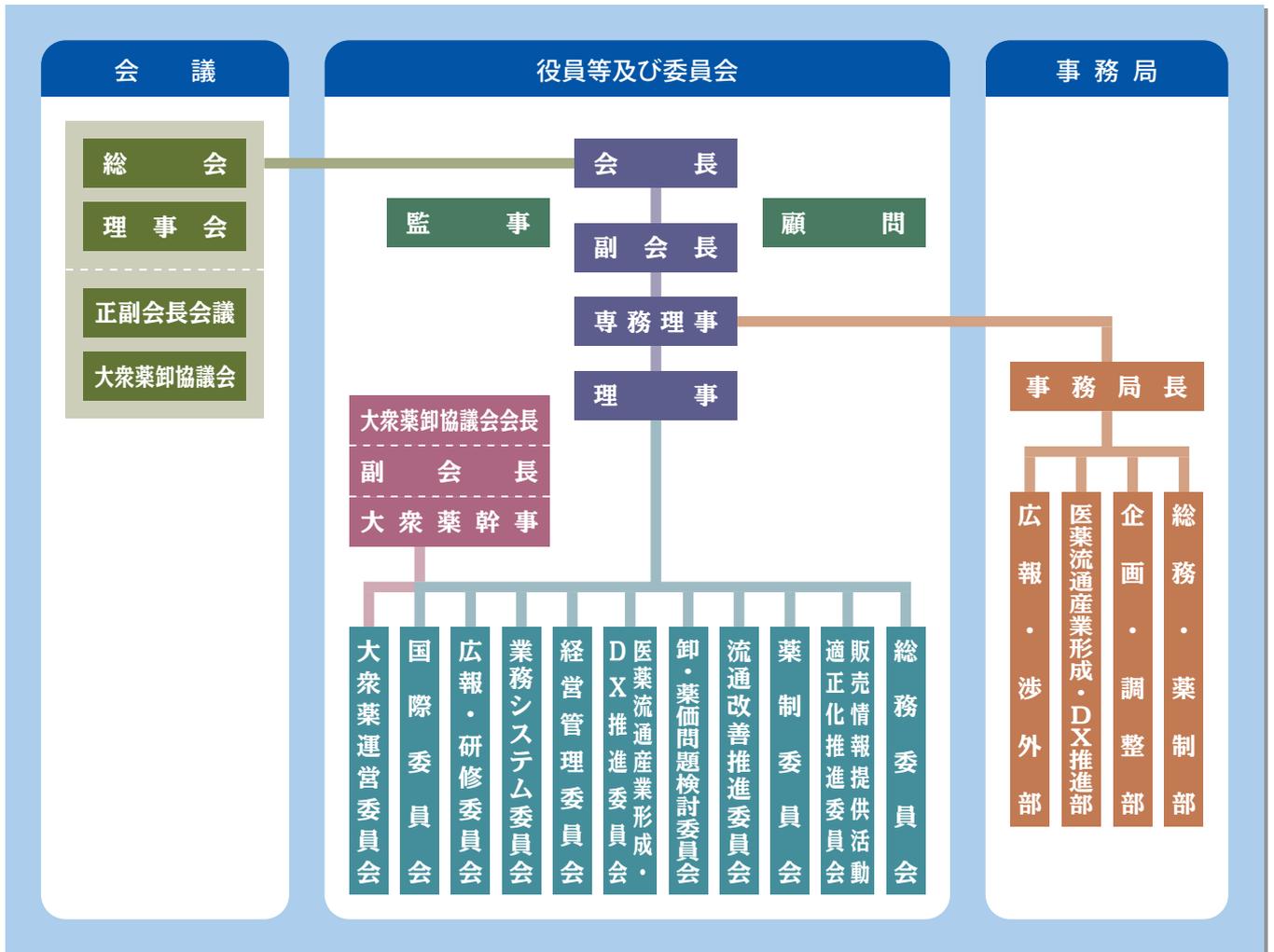
医薬品卸売業の経営状況

医薬品卸売業の経営は極めて厳しい状況にあり、1993年度当時と比較し、売上総利益率、販売費及び一般管理費率は約半分に減少し、営業利益率は1%程度で推移しています。特に、2020年度は新型コロナウイルス感染症による影響等もあり、極めて厳しい経営状況となりました。

資料：日本医薬品卸売業連合会調査



医薬卸連の組織



医薬卸連役員

(2023年8月1日現在)

会長	宮田 浩美	株式会社スズケン	理事	中北 馨介	中北薬品株式会社
副会長	渡辺 秀一	株式会社メディバルホールディングス	〃	岡本 総一郎	株式会社ケーエスケー
〃	吉村 恭彰	株式会社アステム	〃	宅味 義博	株式会社サンキ
〃	一條 武	株式会社バイタルネット	〃	中澤 光二郎	中澤氏家薬業株式会社
〃	荒川 隆治	アルフレッサホールディングス株式会社	〃	東 幸三	東七株式会社
〃	枝廣 弘巳	東邦ホールディングス株式会社	〃	折本 健次	明祥株式会社
専務理事	山田 耕蔵	一般社団法人日本医薬品卸売業連合会	〃	阪本 正夫	株式会社アスティス
理事	眞鍋 雅信	株式会社ほくやく	〃	河野 修蔵	株式会社セイエル
〃	内田 信也	東北アルフレッサ株式会社	〃	松井 秀正	株式会社大木
〃	福神 雄介	アルフレッサ株式会社	〃	阿座上 登	株式会社リードヘルスケア
〃	島 宏幸	鍋林株式会社	監事	大黒 勇一郎	株式会社翔業
〃	松井 秀太郎	株式会社ファイネス	〃	岡野 昌彦	岡野薬品株式会社
			顧問	鈴木 賢	株式会社バイタルネット

委員会の活動

1 総務委員会

医薬卸連の組織・運営、活動、諸規程並びに財政等に関する協議のほか、会員構成員企業の従業員数等の基本的な事項について調査し、公表しています。

2 販売情報提供活動適正化推進委員会

医薬品卸企業における医療用医薬品の販売情報提供活動の状況を把握するとともに、医薬品卸企業に対し、必要な指導や助言等を行うための事項について検討し、適正な活動を実践するための取り組みを行っています。

3 薬制委員会

医薬品卸企業が日常業務遂行上必要な薬事関連法の解釈運用について調査・研究及び指導のほか、医薬品情報の適切な収集・伝達・提供及びMS（医薬品卸の販売担当者）教育研修に取り組んでいます。

4 流通改善推進委員会

安定的な医療用医薬品流通の実現を目指し、各地区における医薬品の取引状況を確認（取引価格・営業手段などの議論は除く）するとともに、医療保険制度下における医薬品流通の安定のために厚生労働省が策定した「流通改善ガイドライン」を踏まえた流通改善を推進するための諸施策、災害や感染症流行時の安定供給への対応、さらに行政や他団体との連携などについて対応しています。

5 卸・薬価問題検討委員会

医療保険制度下における医薬品流通の在り方を念頭に、薬価制度改革が市場に及ぼす影響等や、厚生労働省が策定した「流通改善ガイドライン」を踏まえた流通改善の推進方策等について検討しています。また、「中央社会保険医療協議会」で審議される薬価制度改革の議論や「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」の議論を踏まえて業界意見の集約を行い、その対応等について取り組んでいます。

6 医薬流通産業形成・DX推進委員会

経済社会の急速な変化やアフターコロナを見据え、医薬品卸が「国民の健康と福祉の向上に欠かせない産業（医薬流通産業）」として新たな付加価値を創出していくべく、DX・GX・SDGsなどへの取り組みを推進しています。

7 経営管理委員会

医薬品卸売業の経営実態に関する調査・研究、資料作成を行い、経営基盤安定強化への基礎的な判断資料を提供するとともに、流通改善に資する基本的事項について調査し、公表しています。

8 業務システム委員会

医療用医薬品流通の業務システムの標準化・効率化を目的として、医薬品統一商品コードの設定・管理、流通コードの普及推進及びIT化推進など、諸業務改善に取り組んでいます。

9 広報・研修委員会

機関誌『月刊卸業』及び『医薬卸連ガイド』の編集・発行、ホームページによる社会一般への広報活動のほか、医薬流通を取り巻く今日的な問題を取り上げてセミナーを実施するなど、研修活動にも取り組んでいます。

10 国際委員会

薬価制度改革論議において、幅広い視野での確かな提言ができるよう、卸売業の視点で欧米の流通事情を調査し、その分析に努めています。また、IFPW（国際医薬品卸連盟）への情報発信など、医薬流通の国際化に対応しています。

11 大衆薬運営委員会

大衆薬卸協会で協議すべき大衆薬卸売業に係る各種の課題（セルフメディケーションの推進、業界のIT化の推進、商慣習の改善など）について対応しています。

医薬卸連では、コンプライアンスの向上を図るため、

- ・全ての委員会について、議事内容を録音し、3年間保存する
- ・医薬品流通の在り方について議論を行う会議には独占禁止法に詳しい弁護士を同席させる などの取り組みを行っています。

医薬卸連のセミナー

ヒルトップ・セミナー

卸会員企業の経営幹部を対象として毎年1泊2日で開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により近年はオンライン開催（WEB配信）となっています。2021年は「新時代の流通改善とコロナ禍での医薬品業界へのインパクト」をテーマに、各界から4名の講師をお招きし開催しました。



独占禁止法研修会

医薬卸連と医療用医薬品卸売業公正取引協議会の共催で、卸会員企業を対象に毎年開催しています。2021年は独占禁止法（カルテル・談合問題）や企業におけるコンプライアンスについて、2名の講師をお招きし、オンライン（WEB配信）により開催しました。



日本医薬品卸売業連合会 セミナー

卸会員企業のみならず、賛助会員を対象として、毎年11月頃に開催しています。

*2020年、2021年は、IFPW東京総会開催により中止

セルフケア卸セミナー

卸会員企業と賛助会員を対象に、医薬卸連大衆薬卸協議会が中心となり「卸薬粧セミナー」を開催していましたが、市場環境の変化に対応すべく2016年からは「セルフケア卸セミナー」と改称し、セルフケア関連企業を加え開催しています。

医薬卸連の関係団体

日本薬業政治連盟

Japan Pharmaceutical Political Association

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20（八重洲口会館7F）

電話 03 (3275) 1585 FAX 03 (3273) 7648 会長・鹿目 広行（アルフレッサ㈱）

当連盟は、医薬卸連の目的達成に必要な政治活動を行うため、1972年1月に設立された団体です。

当連盟は、薬業そのものが医療保険制度など公的制度に組み込まれていることに鑑み、政治と関わりあいを持つことを認識し、政治家に対する支援活動の展開を期しています。そのことは、ただ単に業界の存立を防衛するのみならず、広く社会保障制度

や医療保険制度の充実、あるいは薬業界の発展等に関し、その責務を果たすことにより、国民の健康と医療の向上、発展に寄与することを目的としています。

当連盟の会員は、医薬卸連の会員構成員を正会員とするほか、正会員以外で当連盟の趣旨に賛同する企業・団体を賛助会員として構成し、全国47都道府県に支部を置いています。

日本医薬品卸勤務薬剤師会

Japan Society of Wholesaler Pharmacists

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20（八重洲口会館7F）

電話 03 (3275) 0983 FAX 03 (3273) 7648 会長・師尾 仁（㈱モロコ）

当会は、医薬品卸売販売業に勤務する薬剤師の一般知識と倫理及び学術の水準をより高め、「医薬品医療機器等法」等法規の遵守、卸の実践規範であるJGSPの実践、DI活動、教育研修の実施、安全管理業務の推進等主たる業務においてその機能を発揮することにより、「医薬品医療機器等法」に規定する医薬品

等を取り扱う卸売販売業の使命の達成に努め、もって国民医療の向上に寄与することを目的として、医薬卸連と緊密な連携を保ちながら、その目的達成に必要な事業活動を行うため、1977年10月に設立された団体です。当会は、その目的を達成するため、実務委員会を中心として、事業活動を推進しています。

医療用医薬品卸売業公正取引協議会

Fair Trade Council on Ethical Drug Wholesaling

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20（八重洲口会館7F）

電話 03 (3275) 0984 FAX 03 (3273) 7648 会長・島 宏幸（鍋林㈱）

当協議会は、公正取引委員会及び消費者庁長官の共同認定を受けた景品表示法に基づく「医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（1984年12月26日公正取引委員会告示第35号）」の目的を達成するため1985年3月に設立

されました。

当協議会の会員は、医薬卸連を構成する都道府県単位の会員である47団体会員に、会員外の1団体を加えた合計48の団体会員と任意に参加する個別会員（2社）で構成されています。

海外医薬品卸との交流にも積極的に取り組んでいます

IFPW (国際医薬品卸連盟) を通して世界の医療活動に貢献しています

IFPWは1976年に「医薬品の迅速で確実な流通活動により、安全で効率的なアクセスを世界的に促進させるためのサポート」を目的に設立され、世界の4地区（アジア・豪州、南米、欧州・中東・アフリカ、北米）、約20か国の医薬品卸団体及び卸企業などで構成する世界医薬品卸業の団体です。医薬卸連は、1976年のIFPW設立当初から加盟しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で予定より1年遅れとなりましたが、2021年10月に1992年の名古屋総会以来29年ぶりとなる日本・東京総会を成功裏に開催しました。

鈴木賢・医薬卸連会長（総会時はIFPW会長兼務）のリーダーシップの下、東京総会は「革新を遂げる医療とともに進む医薬品卸」をメインテーマとし、世界各国より高い関心が寄せられている高齢社会に対応する日本の医療制度等を取り上げ、各国の医薬品市場や医薬品卸の取り組みなどについて議論しました。

新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない中、初めてハイブリッドモデル（会場参加＋オンライン参加＋オンデマンド視聴）での試みとなり、新しい総会開催形式のひな型になるとの高い評価をいただきました。



第23回東京総会で挨拶する鈴木賢IFPW会長



●開催地

1977年	第1回	ベルリン
1979年	第2回	ハワイカウアイ
1981年	第3回	メキシコシティ
1983年	第4回	京都 
1985年	第5回	ボーンマス
1987年	第6回	シドニー
1988年	第7回	ストックホルム
1990年	第8回	ワシントンD.C.
1992年	第9回	名古屋 
1994年	第10回	ブエノスアイレス
1996年	第11回	シドニー
1998年	第12回	ローマ
2000年	第13回	ニューヨーク
2002年	第14回	モナコ
2004年	第15回	上海
2006年	第16回	サンフランシスコ
2008年	第17回	ダブリン
2010年	第18回	ソウル
2012年	第19回	カンクン
2014年	第20回	北京
2016年	第21回	ロンドン
2018年	第22回	ワシントンD.C.
2021年	第23回	東京 
2022年	第24回	ミラノ

医薬卸連の正会員

(2023年8月1日現在)

卸組合・協会	代表者	所在地	電話	FAX	構成員数
北海道医薬品卸売業協会	会長 師尾 仁	〒060-0062 札幌市中央区南2条西12-324-2(ヴィラ・プリンス4F 401号)	011 (522) 8463	011 (522) 8463	6
東北医薬品卸業連合会	会長 一條 武	〒980-8581 仙台市青葉区大手町1-1(㈱バイタルネット内)	022 (266) 8820	022 (266) 3942	—
青森県医薬品卸組合	理事長 佐々木 孝	〒030-0847 青森市東大野2-11-5(東邦薬品㈱ 青森営業部内)	017 (762) 2744	017 (762) 2745	5
岩手県医薬品卸業協会	理事長 小川 清耕	〒025-0008 花巻市空港南2-18(東北アルフレッサ㈱内)	0198 (26) 3540	0198 (26) 3590	5
宮城県医薬品卸組合	理事長 鈴木 三尚	〒981-3188 仙台市泉区八乙女3-3-1(㈱バイタルネット 宮城営業部内)	022 (725) 5838	022 (725) 5838	9
秋田県医薬品卸業協会	会長 森元 敦宏	〒010-0061 秋田市卸町4-9-5(㈱メディセオ内)	018 (874) 7070	018 (874) 7070	6
山形県医薬品卸業協会	会長 松浦 光輝	〒990-2338 山形市蔵王松ヶ丘1-2-10(㈱バイタルネット 山形支店内)	023 (695) 3115	023 (688) 9130	6
福島県医薬品卸組合	理事長 福井 学	〒963-0551 郡山市喜久田町松ヶ作15-1(東北アルフレッサ㈱内)	024 (959) 6373	024 (959) 6513	5
関東医薬品卸協議会	会長 福神 雄介	〒103-0023 中央区日本橋本町3-4-18(昭和薬質ビル5F)	03 (3241) 0438	03 (3271) 4377	—
東京医薬品卸業協会	理事長 福神 雄介	〒103-0023 中央区日本橋本町3-4-18(昭和薬質ビル5F)	03 (3241) 0438	03 (3271) 4377	19
茨城県医薬品卸業組合	理事長 山口 雄三	〒319-0317 水戸市内原1-134(㈱メディセオ内)	029 (257) 0830	029 (257) 0645	4
栃木県医薬品卸業協会	会長 佐藤 聖司	〒320-0856 宇都宮市砥上町1150-2(アルフレッサ㈱内)	028 (648) 2280	028 (648) 2495	5
群馬県医薬品卸業同組合	代表理事 木村 好二	〒370-0058 高崎市九蔵町56-4 1F	027 (381) 6551	—	6
埼玉県医薬品卸業協会	理事長 石澤 正	〒360-0024 熊谷市問屋町2-5-2	048 (523) 6816	048 (523) 6814	7
千葉県医薬品卸業同組合	理事長 岩淵 明弘	〒284-0033 四街道市鷹の台1-5(岩淵薬品㈱内)	043 (236) 7171	043 (236) 7008	5
神奈川県医薬品卸業協会	理事長 森山 直樹	〒235-0007 横浜磯子区西町14-11(神奈川県総合薬事保健センター内)	045 (753) 7366	045 (753) 7366	8
甲信越ブロック協議会	会長 島 宏幸	〒390-0811 松本市中央4-9-63((一社)松本薬業会館内)	0263 (36) 7616	0263 (36) 7616	—
新潟県医薬品卸組合	理事長 田中 香枝子	〒950-2092 新潟市西区流通センター4-6-2(㈱マルタケ内)	025 (268) 7800	025 (268) 7800	6
長野県医薬品卸業同組合	理事長 島 宏幸	〒390-0811 松本市中央4-9-63((一社)松本薬業会館内)	0263 (36) 7616	0263 (36) 7616	7
山梨県医薬品卸業同組合	理事長 久保 和博	〒409-3845 中央市山之神流通団地北2(㈱メディセオ内)	055 (273) 8911	055 (273) 0079	6
北陸卸業協議会	会長 松井 秀太郎	〒920-0295 金沢市大浦町ハ55(㈱ファイネス内)	076 (239) 0032	076 (239) 0092	—
富山県医薬品卸業協同組合	理事長 松井 秀太郎	〒939-8601 富山市太郎丸西町2-9-3(㈱ファイネス内)	076 (421) 3141	076 (421) 3796	6
石川県卸業協同組合	理事長 折本 健次	〒920-0392 金沢市無量寺町ハ1(明祥㈱内)	076 (266) 4141	076 (266) 1869	8
福井県医薬品卸業協会	会長 松井 啓三	〒910-0823 福井市重立町28-45(明祥㈱内)	0776 (53) 2626	0776 (53) 5401	6
東海卸業団体協議会	会長 中北 馨介	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-1-35(名古屋薬業健保会館2F)	052 (212) 8902	052 (212) 8903	—
静岡県医薬品卸業協会	会長 岩谷 純也	〒420-0035 静岡市葵区七間町5-1(チサンマンション七間町501号)	054 (255) 2707	054 (251) 6147	5
愛知県医薬品卸業同組合	理事長 中北 馨介	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-1-35(名古屋薬業健保会館2F)	052 (212) 8902	052 (212) 8903	11
岐阜県医薬品卸業同組合	理事長 佐々木 一成	〒500-8023 岐阜市今町4-20(日建ビル506号)	058 (215) 5500	058 (215) 6122	8
三重県医薬品卸業協会	会長 藤井 泰浩	〒514-0042 津市新町1-5-22(シティーフラット中村201号)	059 (213) 7073	059 (213) 7074	5
近畿医薬品卸協議会	会長 岡本 総一郎	〒541-0044 大阪市中央区伏見町2-4-6(大阪薬業クラブ5F)	06 (6231) 4274	06 (6231) 4262	—
大阪府医薬品卸業同組合	理事長 亀井 宏文	〒541-0044 大阪市中央区伏見町2-4-6(大阪薬業クラブ5F)	06 (6231) 4274	06 (6231) 4262	11
滋賀県医薬品卸業協会	会長 森 康之	〒523-0893 近江八幡市桜宮町289(フジビル4F)	0748 (33) 2840	0748 (33) 2841	7
京都府医薬品卸業協会	会長 矢頭 明	〒604-0855 京都市中京区二条通室町東入東玉屋町487(二条薬業会館内)	075 (231) 7296	075 (231) 7296	7
兵庫県医薬品卸業協会	会長 大村 浩司	〒650-8503 神戸市中央区山本通2-14-1(㈱メディセオ北野坂ビル4F)	078 (230) 5302	078 (230) 5815	7
奈良県医薬品卸業同組合	理事長 神田 和正	〒630-8445 奈良市池田町210-4(東邦薬品㈱ 奈良営業所内)	0742 (61) 2615	0742 (61) 6717	7
和歌山県医薬品卸組合	会長 川腰 満	〒640-8212 和歌山市杉ノ馬場1-47(祥永ビル3F)	073 (423) 2424	073 (423) 2424	5
中国地区医薬品卸業連合会	会長 宅味 義博	〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1(広島県薬剤師会館内3F)	082 (567) 6301	082 (567) 6302	—
鳥取県医薬品卸業協会	会長 田栗 誠士	〒683-0853 米子市両三柳2900-7(㈱セイエル 山陰営業部内)	0859 (32) 2211	0859 (34) 4597	4
島根県医薬品卸業協会	会長 佐々木 哲夫	〒690-0011 松江市東津田町392-7(㈱エパルス 山陰営業部内)	0852 (24) 3355	0852 (32) 5859	4
岡山県医薬品卸業協会	会長 三好 潤	〒700-0822 岡山市北区表町3-5-1(㈱エパルス 岡山本社内3F)	086 (224) 3320	086 (224) 4763	5
広島県医薬品卸業同組合	理事長 河野 修蔵	〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1(広島県薬剤師会館内3F)	082 (567) 6301	082 (567) 6302	5
山口県卸業協会	会長 関谷 淳一	〒759-0204 宇部市大字妻崎開作950-1(ティーエスアルフレッサ㈱ 山口営業部内)	0836 (41) 6211	0836 (41) 6315	5
四国医薬品卸業連合会	会長 中澤 光二郎	〒790-0003 松山市三番町7-6-9(愛媛県薬剤師会館2F)	089 (934) 9510	089 (934) 6633	—
徳島県医薬品卸業協会	会長 阿部 昌司	〒771-0196 徳島市川内町加賀須野463-23(㈱幸権 徳島営業部内)	088 (665) 3131	088 (665) 3138	4
香川県医薬品卸業協会	会長 平山 貴章	〒760-0006 高松市亀岡町9-20((一社)香川県薬剤師会館内)	087 (831) 0508	087 (831) 0070	4
愛媛県医薬品卸業協会	会長 赤松 弘之	〒790-0003 松山市三番町7-6-9(愛媛県薬剤師会館2F)	089 (934) 9510	089 (934) 6633	4
高知県医薬品卸業協会	会長 中澤 光二郎	〒783-8585 南国市伊達野501(中澤氏家業㈱内)	088 (802) 5111	088 (878) 2111	4
九州医薬品卸業連合会	会長 東 幸三	〒857-0192 佐世保市瀬戸越4-1318-1(東七㈱内)	0956 (41) 0705	0956 (41) 0740	—
福岡県医薬品卸業協会	会長 大黒 勇一郎	〒812-8681 福岡市博多区山王2-3-5(㈱翔業内)	092 (471) 2308	092 (414) 5676	10
佐賀県医薬品卸業協会	会長 永山 亮浩	〒845-0031 小城市三日町堀江1741(㈱アステム 佐賀支店内)	0952 (72) 1811	0952 (71) 1034	8
長崎県医薬品卸業組合	理事長 藤村 尚賢	〒851-0134 長崎市田中町2022(藤村薬品㈱内)	095 (837) 8336	095 (837) 8451	8
熊本県医薬品卸業協会	理事長 富田 久雄	〒862-8711 熊本市中央区九品寺6-2-35(富田薬品㈱内)	096 (373) 1321	096 (362) 8400	9
大分県医薬品卸業協会	会長 関 滋人	〒870-0028 大分市新町14-8(㈱翔業 大分営業部内)	097 (534) 8155	097 (536) 1993	6
宮崎県医薬品卸業協会	会長 川越 美利	〒880-0055 宮崎市南花ヶ島町22-1(富田薬品㈱内)	0985 (24) 3231	0985 (29) 6357	6
鹿児島県医薬品卸業協会	会長 荒田 賢一	〒890-0033 鹿児島市西別府町2941-17(㈱アトル 鹿児島営業部内)	099 (284) 8511	099 (281) 1400	6
沖縄県医薬品卸業協会	会長 秋信 裕一	〒901-2223 宜野湾市大山7-9-2(㈱ダイコー 沖縄内)	098 (890) 2111	098 (890) 2252	5

コンプライアンス宣言

令和3年5月27日
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会並びにその正会員及び会員構成員企業は、社会的責任と使命を意識し、誠実かつ確固たる倫理観に基づき、コンプライアンスをより一層強化するために、以下の通り宣言します。

1. 法令及び諸規程の遵守

私たちは、法令及び諸規程を遵守し、企業人、社会人として良識ある行動を心がけます。

2. 公正かつ自由な競争の確保、不正行為の撲滅

私たちは、公正かつ自由な競争の確保に十分に留意し、独占禁止法等の関係法令に抵触するような行為は一切行いません。また、不正行為・違法行為の誘いは断固として拒否します。

3. 持続可能な社会の実現

私たちは、公正かつ安心できる医薬品の流通体制を構築し、医薬品の安定供給という社会的使命を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

4. 厳格な品質管理の徹底

私たちは、医薬品医療機器等法を含む各種の法令を遵守し、医薬品の供給において、厳格な品質管理を徹底します。

5. 契約の遵守

私たちは、取引先と公正な契約を締結し、これを遵守します。

6. 機密情報・個人情報の適切な管理

私たちは、自らの保有する機密情報（個人情報を含む。以下同じ。）及び取引先等を含む第三者より入手した機密情報を法令、諸規程及び契約に則り適切に管理・保護・利用いたします。

7. インサイダー取引の禁止

私たちは、業務遂行上、正会員、会員構成員企業やその取引先を含む第三者の重要情報を知った場合には、当該情報が正式に公表されるまでは、インサイダー取引やその疑いを招くような行動・行為は一切とりません。

8. 反社会的勢力との関係の根絶

私たちは、反社会的勢力との関係を持たず、反社会的勢力の活動を助長するような行為を一切行いません。

9. 公私の厳格な峻別

私たちは、個人の利害と会社の利害を厳格に区別し、誠実に業務の遂行を行います。

10. 人権の尊重

私たちは、人権を尊重し、国籍、人種、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、障害の有無等を理由とする差別やハラスメント（いやがらせを含む。）を一切行いません。

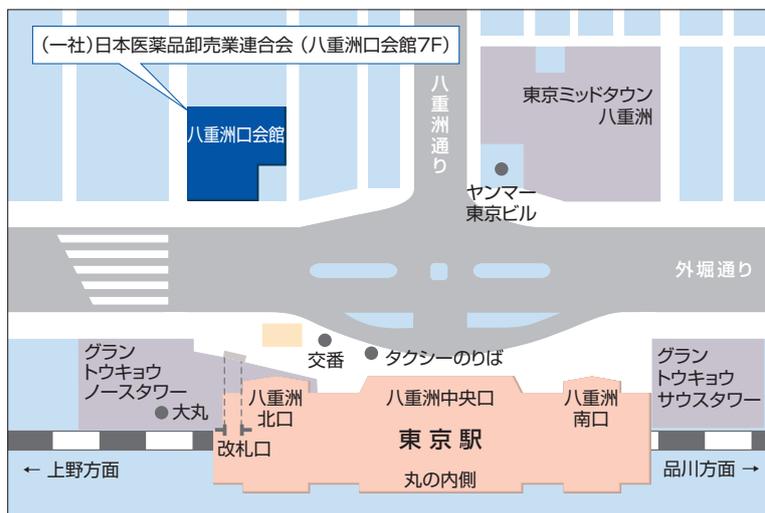
11. コンプライアンス違反への対応

私たちは、コンプライアンス違反事例が発生した場合には、正確な事実関係の把握及び根本的な原因の解明に努め、再発の防止を徹底します。



一般社団法人
日本医薬品卸売業連合会

医薬卸連の標章は、楕円に「卸のO」と日本の「日の丸」を
図案化したものです。



〈交通のご案内〉

- JR「東京駅」八重洲北口より徒歩1分（東京駅から八重洲地下街で直結）
- 地下鉄銀座線・東西線「日本橋駅」、丸ノ内線「東京駅」より各徒歩5分

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20（八重洲口会館7F）

電話 03(3275)1573（総務・薬制部）

03(3275)0982（企画・調整部）

03(6262)5266（医薬流通産業形成・DX推進部）

03(3275)0981（広報・渉外部）

FAX 03(3273)7648

ホームページ <https://www.jpwa.or.jp/>

